

法 外 援 護 費 支 給 額 算 定 基 準

番号	項目名	支給対象経費	算 定 基 礎			支給時期
			単 価	単価の適用対象	算定基準	
1	保育行事費	たなばた・園外保育・運動会・クリスマス・ひなまつり・就学祝会の行事における児童処遇の直接経費	月額 190円	入所児童	初日在籍 児童数	毎月
2	給食費	日常給食の充実に要する経費	月額 924円			
3	保健衛生費	保健衛生の充実に要する経費	月額 74円			
4	施設整備費	保育施設及び備品の整備充実に要する経費	月額 1,400円			
5	暖房費	11月から3月までの期間における採暖の充実に要する経費	月額 290円	入所児童	初日在籍 児童数	11～3月
6	園外保育費	園外保育実施のためのバス借上等に要する経費	年額 99,000円	実施時に在籍する入所児が40人までの保育所	単 価 ※実 費	実施月
			年額 198,000円	実施時に在籍する入所児が41～70人までの保育所		
			年額 297,000円	実施時に在籍する入所児71～100人までの保育所		
			年額 396,000円	実施時に在籍する入所児が101～130人までの保育所		
			年額 495,000円	実施時に在籍する入所児が131～160人までの保育所		
			年額 594,000円	実施時に在籍する入所児が161人以上の保育所		
7	職員研修費	職員研修の充実に要する経費	年額 21,000円	全保育所	単 価	実施月
8	職員健康診断費	職員健康診断の充実に要する経費	年額 11,000円	常勤職員（施設長を含む）	単価 × 職員数	実施月
9	職員被服費	職員貸与品支給に要する経費	年額 13,280円	常勤職員（施設長を除く）	単価 × 職員数	4月
10	嘱託医手当	嘱託医手当の充実に要する経費	月額 34,400円	零歳児保育指定保育所	単 価	毎月
			月額 9,800円	上記以外の保育所		
11	嘱託歯科医手当	嘱託歯科医手当の充実に要する経費	月額 21,340円	全保育所	単 価	毎月
12	卒園アルバム費	卒園記念アルバムの贈呈に要する経費	年額 1,160円	卒園する入所児童	単価 × 児童数	2月
13	給食調理員配置加算	産休明け保育所に給食調理員1名を配置するのに要する経費	常勤 調理員 月額 (別記2)	産休明け保育実施保育所	単 価	毎月
			非常勤 調理員 月額 257,370円			
14	賠償保険加算	賠償保険の加入に要する経費	年額 (別記4)	対象保育所	単 価	4月
15	欠員等対策費	0～3歳児の欠員に伴う人件費等の補填に要する経費	月額 (別記5)	対象保育所	単 価 × 対象数	毎月
16	日本スポーツ振興センター掛金	日本スポーツ振興センターの加入に要する経費	単価 375円	全保育所	単価×対象 児童(定員)	4月
17	冷房費	7月から9月までの期間における冷房の充実に要する経費	月額 540円	入所児童	単価×初日 在籍児童数	7～9月
18	非常通報装置保守管理経費	非常通報装置の保守管理に要する費用	年額 31,500円	全保育所	単 価	4月
19	駅前保育園地代補助	駅前保育園の地代補助に要する経費	年額 1,400,000円	対象保育所	単価 × 1/2	4月 及び 9月

番号	項目名	支給対象経費		算 定 基 礎			支給時期
				単 価	単価の適用対象	算定基準	
20	零歳児保育特別対策事業費	零歳児保育内容の充実に要する経費	零歳児保健師等配置加算	月額 (別記2)	零歳児定員6人以上の保育所	単 価	毎月
			零歳児調理員加算	月額 (別記2)		単 価	毎月
			零歳児嘱託医手当加算	月額 12,320円		単 価	毎月
21	11時間開所保育対策費	11時間開所保育内容の充実に要する経費	11時間保育士加算	常勤保育士 月額 (別記2)	定員60名以下の施設で非常勤保育士1名、定員61名以上の施設で常勤保育士1名と非常勤保育士1名の増配置	単 価	毎月
				非常勤保育士 月額 257,370円			
			施設独自保育士加算	月額 123,650円	11時間開所保育所	単価× 施設独自 保育士数 (※1)	毎月
				40時間 換算 月額 115,300円			
22	特別支援保育費	特別な支援を要する児童の処遇向上に要する経費	保育士増配置をしない場合	月額 31,000円	大田区特別な支援を要する児童に対する保育の実施等に関する要綱第2条に定める対象児を受け入れる保育所で、対象児数1名に対し非常勤保育士1名の増配置を行う施設 (別記5)	対象児童数	毎月
			増員加算	受入3名まで 月額 150,000円			
				受入4名から 月額 180,000円			
			増員維持加算	月額 450,000円		単価	
23	特別支援保育補填加算	特別支援保育の更なる充実を図る等の理由により、実年齢と異なるクラスで保育を行う場合に発生する差額を補填する経費		月額 (別記6)	大田区特別な支援を要する児童に対する保育の実施等に関する要綱第2条に定める対象児で、かつ実年齢と異なるクラスで保育を行う児童	単価	毎月
24	防犯対策費	施設の防犯対策の充実に要する経費		年額 5,000円	全保育所	単 価	年額
25	職員細菌検査費	調理員及び乳児担当職員の細菌検査に要する経費		月額 1,600円	全園対象職員	単価 × 対象職員	毎月
26	1歳児園保健師等配置費加算	1歳児園において非常勤保健師等の配置に要する経費		月額 (別記7)	対象保育所	単価	毎月

番号	項目名	支給対象経費	算 定 基 礎			支給時期
			単 価	単価の適用対象	算定基準	
27	保育所対策事業費	民間施設10人区分加算	別表2、3 (包括単価)	国基準30人区分の保育単価を10人区分に換算して実施するのに要する経費	単価 × 児童数 (徴収年齢による) (別記17)	毎月
		民間施設振興費加算		施設の増改築、備品の購入等施設整備の充実に要する経費		
		3歳以上児給食費加算		3歳以上児の主食給食の実施に要する経費		
		1歳児加算		保育士の配置を6対1から5対1に是正するのに要する経費		
		暖房費加算		11月から3月までの暖房の充実に要する経費		
		民間施設充実保育士加算	別表2	(1)定員20人から60人の施設で常勤保育士1名の増配置に要する経費		
			別表3	(2)定員61人から90人の施設で特別保育事業※2のいずれかを実施している施設で非常勤保育士1名の増配置に要する経費		
			別表2	(3)定員91人以上の施設で特別保育事業を複数実施の施設で常勤保育士1名の増配置に要する経費		
			別表3	(4)、(3)以外の定員91人以上の施設で特別保育事業のいずれかを実施の施設で常勤保育士1名の増配置に要する経費		
			別表2	(5)、(3)(4)に該当しない定員91人以上の施設で非常勤保育士1名を常勤保育士1名に振り替えるための経費		
		民間施設賠償保険加算	別表2、3 (包括単価)	保育所が保育中の入所児の事故等に備えるため、1事故3億円、1名3千万円以上の保障内容の賠償保険に加入するのに要する経費		
		嘱託医・嘱託歯科医手当加算		嘱託医手当及び嘱託歯科医手当の充実に要する経費		
		民間施設健康管理費加算		職員の健康管理の充実に要する経費		
		民間施設非常勤職員賃金加算		非常勤職員の雇用に関する経費		
		職員労災保険加算		職員が労務災害に対する上乗せ補償を目的とした保険に加入するための経費		
28	延長保育事業費	延長保育実施保育所が延長保育充実のためのパート保育士の雇用に関する費用	月額 (別記8)	対象保育所	単 価	毎月
29	延長保育保育士費	延長保育実施保育所に常勤保育士を配置する経費	月額 (別記2)	延長保育実施保育所	単 価	毎月
30	延長保育補食費	延長保育対象児童の延長保育時間帯における補食等に要する経費	月額 2,500円	延長保育対象児童	単価 × 対象児童数	毎月
31	産休等代替職員費事業	産休等代替職員の雇用に関する経費	(別記9)	対象保育所	単価× 代替職員数 ×雇用日数	実施月

番号	項目名	支給対象経費	算 定 基 礎			支給時期
			単 価	単価の適用対象	算定基準	
32	震災対策費 (備蓄食糧)	備蓄食糧の充実に要する経費	1食 150円	定員 (0歳児定員を除く) (別記10)	単価 × 定員	4月※3
33	震災対策費 (保存水)	保存水の充実に要する経費	1本 135円	定員 (別記11)	単価 × 定員	4月※3
34	保育所地域活動事業費	特別保育科目設定実施事業 (別記12) の実施に要する経費	各事業 上限 250,000円 1園当たり 上限 1,000,000円	対象保育所	単 価	実施月
35	賃借料補填加算	開設後の安定した運営のため建物賃借料の一部を補填する経費	年額 (別記14)	対象保育所	(別記14)	年額
36	副食費加算	3歳以上児の副食給食の実施に要する経費	月額 5,100円	入所児童 (3歳以上) (別記16)	単価× 対象児童数	毎月

※保育所対策事業費の単価に含まれる事業費、施設整備費は以下のとおりである。

＜事業費＞ 0～2歳児 月額360円
 3歳以上児 月額1,550円

※1 施設独自保育士数の算定は別記13の6による

※2 特別保育事業は別記13の3による

※3 支給時期は、原則5年に1回限りとする。ただし大規模震災の発生により備蓄食糧を使用した保育園に対しては、事象発生時の翌年度の4月に当該対策費を支給する。